議案第32号

北本市介護保険条例の一部改正について

北本市介護保険条例の一部を次のように改正する。

平成21年3月2日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市介護保険条例の一部を改正する条例

北本市介護保険条例(平成12年条例第21号)の一部を次のように 改正する。

第3条中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の第3条及び次条の規定は、平成21年度から平成23 年度までの介護保険料について適用し、平成20年度までの介護保険 料については、なお従前の例による。

(平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例)

第3条 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)附則第11条 第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含 む。)に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度ま での保険料率は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず33,90円とする。

議案第32号参考資料

北本市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現	改正案
(保険料率)	(保険料率)
第3条 平成18年度から平成20年度までの各年度におけ	第3条 平成21年度から平成23年度までの各年度におけ
る保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に	る保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に
応じそれぞれ当該各号に定める額とする。	応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1)~ (7) 略	(1)~ (7) 略
2 平成18年度から平成20年度までの令第39条第1項	
第5号イに規定する額は200万円とし、令第39条第1	第5号イに規定する額は200万円とし、令第39条第1
項第6号イに規定する額は500万円とする。	項第6号イに規定する額は500万円とする。